

自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（父母及び子2名）について、避難後すぐに申立人父が仕事の都合で郡山市に帰還したため別離状態となったこと、申立人母が不慣れな避難先で申立人子ら（いずれも未熟児で出生した双子であり、原発事故当時1歳未満であった。）の世話をすることを余儀なくされたこと等を考慮し、平成23年分の精神的損害合計60万円の他に精神的損害（一時金）合計15万円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金422万50円の支払義務のあることを認める。

第3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害項目及び期間の一部として、金160万円を支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年6月16日

(仲介委員 松田 隆太郎)

別紙

損害項目	期間	和解金額
1 平成23年分		
(1) 避難費用		
ア 避難交通費	自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日	¥32,800
イ 面会交通費	自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日	¥179,200
ウ 宿泊謝礼	自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日	¥50,000
エ 避難先家賃等	自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日	¥525,250
オ 引越し関連費用	自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日	¥14,300
カ 家財道具購入費用	自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日	¥100,000
キ 乳児の世話のための交通費	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	¥78,000
(2) 二重生活に伴う生活費増加費用	自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日	¥300,000
(3) 精神的損害	自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日	¥600,000
(4) 精神的損害(一時金)	自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日	¥150,000
平成23年分合計 (A)		¥2,029,550
2 平成24年分～平成25年3月分		
(1) 避難費用		
ア 避難交通費	自 平成24年1月1日 至 平成25年3月31日	¥20,000
イ 避難先家賃	自 平成24年1月1日 至 平成25年3月31日	¥742,500
ウ 面会交通費	自 平成24年1月1日 至 平成25年3月31日	¥240,000
エ 避難雑費	自 平成24年1月1日 至 平成25年3月31日	¥600,000
オ 乳児の世話のための交通費	自 平成24年1月1日 至 平成25年3月31日	¥138,000
(2) 二重生活にともなう生活費増加費用	自 平成24年1月1日 至 平成25年3月31日	¥450,000
平成24年～平成25年3月分合計 (C)		¥2,190,500
和解金額合計 (A+C)		¥4,220,050